

(別紙2)

令和2年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和3年2月3日
法人名	社会福祉法人ひばり保育会

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>評議員会の開催される日の1週間前(中7日)までに招集通知を発出しなければならないと法令に定められているが、2日前(中1日)に発出されていたため、今後適切な期間(中7日間)を空けて招集通知を発出すること。</p> <p>また定時評議員会については、計算書類等の備置き及び閲覧に関する規定との関連から、理事会と評議員会の開催日は2週間(中14日間)以上の間隔を確保することと定められているが、中13日間であった。このことについては「2週間」の解釈について誤っていたため生じているので、今後適切な期間(中14日間)を確保すること。</p> <p><b>根拠法令等</b> 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第182条第1項 社会福祉法第45条の32第1項 社会福祉法施行規則第2条の12</p>	<p>評議員会の招集通知について、今後適切な期間(中7日間)を空けて発出いたします。また、理事会と定時評議員会の開催日について、2週間(中14日間)以上の間隔を確保いたします。</p>	<p>次回、評議員会の開催の時</p>

- 注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。  
2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。  
3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。  
4 是正又は改善関係書類を添付すること。